

1. 金融支援の手法の選択と判断1 (E社の事例)

2. 合実計画の要件を満たさない場合の対応 - 解答解説 (1/5)

【解答例】

- 債権放棄やDDSを要請して合実計画を策定するか、あるいは超長期のリスケジュールを要請する、もしくは3年間の暫定リスケを要請する経営改善計画を策定することが想定されます。
- 債権放棄等の大幅な権利変更を要請する場合には、中小企業再生支援協議会等と協働することが期待されます。

【解説】

- 計画策定前の段階で暫定的に試算すると、E社は自力では20年経過しても債務超過を解消できず、合実計画の要件(計画期間が概ね10年以内)を満たさないことが予想されます。
- そこで、債権放棄やDDSを要請して合実計画の要件を満たした事業再生計画を策定するか、あるいは超長期のリスケジュールを要請する、もしくは3年間程度の暫定リスケを要請する経営改善計画を策定することが考えられます。
- 合実計画を策定し、取引金融機関の合意が得られた場合は、金融取引の正常化に向けて大きな一歩を踏み出すこととなります。一方、超長期リスケジュール、あるいは暫定リスケを要請する経営改善計画を策定した場合は、直ちには債務者区分の上位遷移を望めません。
- 債権放棄等の金融支援を要請する場合には、経営者・株主・保証人は一定の責任を取ることが求められますので、これらの利害関係者に責任を果たす意思があるかどうか確認する必要があります。
- 債権放棄等の金融支援を要請する場合には、金融支援の経済合理性・相当性・取引金融機関間の衡平性・過剰支援の有無等が問題となりますので、中小企業再生支援協議会等と協働することが期待されます。

1. 金融支援の手法の選択と判断1 (E社の事例)

2. 合実計画の要件を満たさない場合の対応 - 解答解説 (2/5)

【解説】

■ 債権放棄

- 債権放棄とは、金融機関等の債権者が、債務者企業から債権の返済を受ける権利を放棄することといいます。債権放棄は、取引金融機関にとって最も厳しい金融支援となるため、金融機関調整に時間・手間等を要する手法です。
- 債権放棄を行う場合は、債務者企業では、債務免除益課税、経営者責任、株主責任、保証人責任、さらに中小企業においては私財提供等も課題となり、これらを解決して、取引金融機関の合意を得る必要があります。
- 取引金融機関においても、債権放棄という痛みを伴う支援をする以上、その様な事態に至ったことに対する債務者企業による説明責任と上述した経営者責任等を追及するのは当然のことであり、放棄の経済合理性、放棄の相当性、取引金融機関間の衡平性、過剰支援の有無等が問題となります。なお、債権放棄の上限額は、一般的には、実質債務超過額、非保全額、税務上の繰越欠損金及び特例欠損金のいずれか小さい金額であり、これを越える債権放棄は、過剰支援として合意が得難い状況です。

■ DDS

- DDSとは、債権者が既存の債権を別の条件の債権に変更することをいいます。金融機関が既存の貸出債権を他の一般債権よりも返済順位の低い劣後ローンに切り替えることが一般的です。
- 債務者企業における実質純資産額の改善とはなりません。元本返済が一定期間猶予されるため一時的に資金繰り改善するほか、金利が事務手数料程度の低い水準となるためキャッシュフローが改善する等のメリットがあります。
- 金融支援を行う金融機関からみた場合、長期間償還不要な状態であること(償還期間が5年超)、配当可能利益に応じた金利設定、原則として法的破綻時の劣後性の3要件を満たせば、自己査定において資本とみなすことができるというメリットがあります。

1. 金融支援の手法の選択と判断1 (E社の事例)

2. 合実計画の要件を満たさない場合の対応 - 解答解説 (3/5)

【解説】

■ 金融支援の検討要件

(1) 金融支援案の経済合理性

金融支援による取引金融機関の債権回収可能見込額が、現時点で債務者企業が清算した場合の清算配当見込額を上回っていることをいいます。

(2) 金融支援案の相当性

選択した債務整理の方法(法的整理、私的整理)、金融支援の手法(リスケジュール、DDS、債権放棄等)の選択が合理的であるか、他の選択と比較して相当であるかどうかの判断のことをいいます。

(3) 金融支援案の衡平性

借入金返済計画の中で、取引金融機関間の金融支援内容が衡平であることをいいます。衡平であるとは、取引金融機関間の損失負担割合が同一であることを基本としますが、窮境原因との関連性、これまでの経営に対する関与度合、情報の多寡、取引状況等を考慮することもあります。

(4) 過剰支援に該当しないこと

過剰支援とは、債権放棄等に伴って、課税(いわゆる免除益課税)が発生する場合等、金融支援の程度が過剰であることをいいます。リスケジュールの場合は、現預金残高が過度に多い場合や、収益性が高い割に返済計画が長い場合等に検討されると考えられます。

(5) 実現可能性

計画開始後短期間のうちに、計画が未達成となり、再度金融支援が必要な事態にならないよう、計数計画及びアクションプランが十分実現可能であり、社内体制も十分整備されていることが重要です。ただし、外部環境が想定外に激変した場合は、この限りではありません。

(6) 責任論

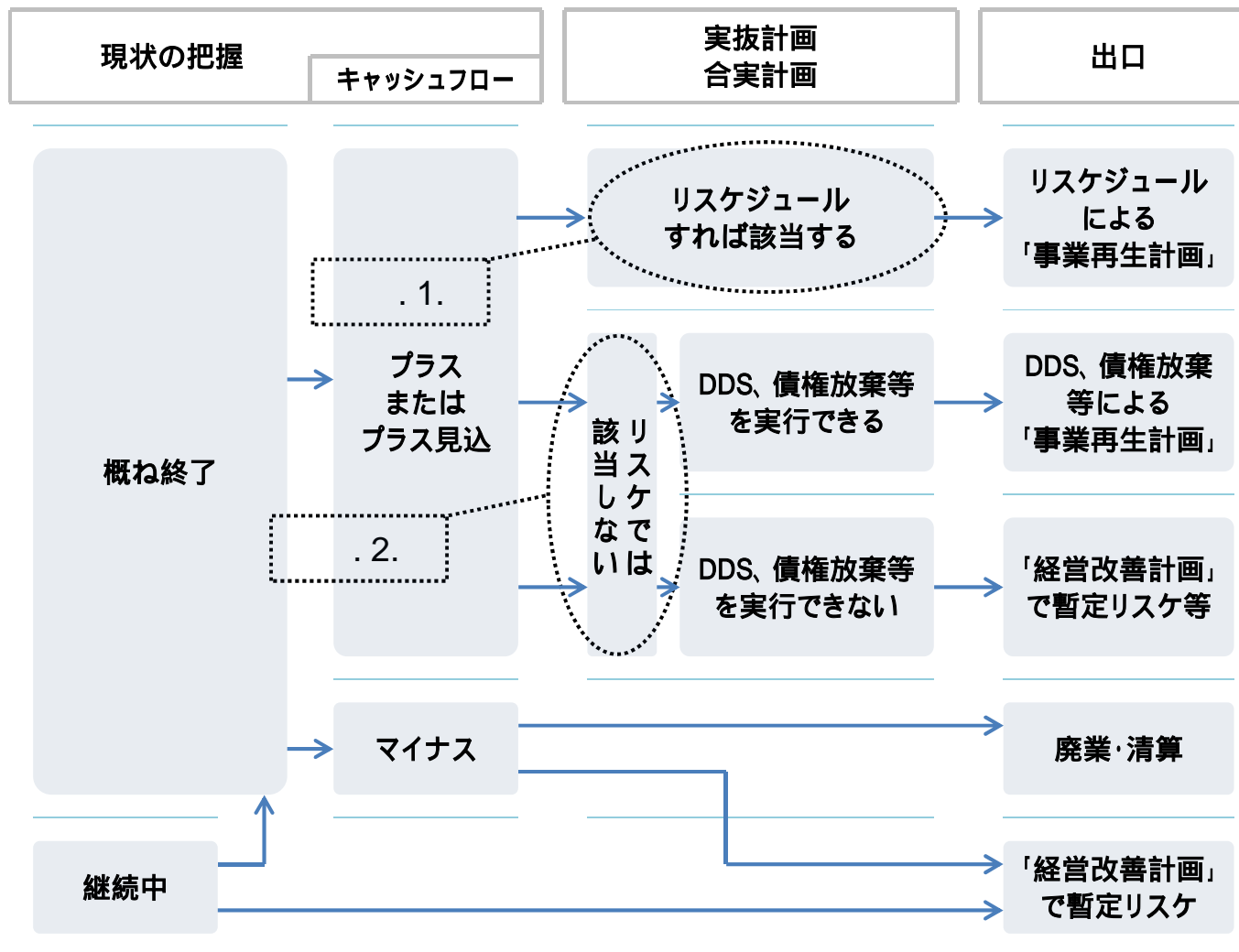
金融機関に権利変更という不利益が発生したことに対して、誰がどのように責任を取るかの問題です。通常は、債務者企業の経営者責任、株主責任、保証人責任が検討されます。債権放棄等、大幅な権利変更を伴う場合は、これら3つの責任は避けて通れません。リスケジュールの場合は、経営者責任は問われることがありますが、全額弁済なので株主責任、保証人責任は通常問われないと考えられます。

(7) 反社会的勢力との関与

債務者企業が暴力団・総会屋等の反社会的勢力と関わり合いがあることが発覚した場合、コンプライアンス上の問題から金融機関がそのような企業に対して金融支援を行うことは非常に困難になります。

1. 金融支援の手法の選択と判断1 (E社の事例)
 2. 合実計画の要件を満たさない場合の対応 - 解答解説 (4/5)

【参考】金融支援の手法



1. 金融支援の手法の選択と判断1 (E社の事例)

2. 合実計画の要件を満たさない場合の対応 - 解答解説 (5/5)

<まとめ>

現状の把握ができており、キャッシュフローがプラスであることが見込まれるが、リスケジュールにより「合実計画」の要件を満たさない場合には、金融機関にDDS・債権放棄等を要請するか、もしくは超長期のリスケジュールあるいは暫定リスケを要請することが想定されます。

DDS・債権放棄等を金融機関に要請する場合には、金融機関の意向を確認しておく必要があります。また、経営者・株主・保証人が一定の責任を果たすことが求められるため、これらの者の意向を確認しておくことも必要です。

